

佐賀県東部工業用水道規程第4号

佐賀県東部工業用水道局の管理に関する規程（昭和48年佐賀県東部工業用水道規程第1号）の一部を次のように改正する。

令和2年3月31日

佐賀県知事 山口 祥 義

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前			改正後		
別表（第5条、第6条関係）			別表（第5条、第6条関係）		
管理者の決裁を受けるべき事務 1～12 略	局長専決事務 1～19 略	所長専決事務 3～32 略	管理者の決裁を受けるべき事務 1～12 略	局長専決事務 1～19 略	所長専決事務 3～32 略 <u>33 会計年度任用 職員の給料月額 を決定すること。</u>

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。